国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会:東北電力記者会》 《 〃 :宮城県政記者会》

令和元年5月20日国土交通省 東北運輸局

岩手県花巻市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成30年4月18日及び同年5月11日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、岩手運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者:有限会社 新栄観光バス 代表取締役 千葉 稲夫

(法人番号:9400002008901)

岩手県花巻市松園490-2

営業所:本社営業所

岩手県花巻市松園490-2

2. 行政処分等年月日 令和元年5月8日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和元年5月20日から令和元年6月19日まで(8両×31日間) 令和元年5月20日から令和元年6月20日まで(1両×32日間)

(2) 文書警告

- 4. 違反の概要
- (1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 営業区域外旅客運送

(道路運送法第20条)

(3) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①運送引受書の交付義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

②点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

③点呼の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

④運行指示書の作成等義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

⑤運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑥運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(7)点検整備関係義務違反(定期点検整備等の未実施)

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第48条)

以 上

≪問い合わせ先≫

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当:大崎、小松

Tel: $0 \ 2 \ 2 - 7 \ 9 \ 1 - 7 \ 5 \ 3 \ 2$